

Healthy Life

—増刊号—

健康推進課 ☎(93) 4121
FAX(93) 2422

こんにちは！
富里市
地区保健推進員です

今年度は43人で活動します
よろしくお願いします

地区保健推進員は、特定健診の手伝いや、保健センターで行っている教室の協力などを行っています。次月から順次、各小学校区の紹介を広報とみさとに掲載していきます。

■富里小学校区・七栄小学校区

岡野 陽子（七栄第2）
原 はるみ（東七栄）
須合美恵子（七栄第3）
大竹 ナオ（久能）
國司 恵子（七栄第3）
戸塚 住江（人形台西）
隅田美智子（七栄第4）
高橋 行江（七栄第5）
石橋美枝子（七栄第6）

■富里第一小学校区

相川美佐子（中沢）
相川圭似子（中沢）
森下てるよ（立沢）
綿貫 裕子（立沢）
並木 菜苗（新橋）
大城 延子（南七栄）
丹 さく子（南平台）
田和 初江（南平台）
岩阪ゆかり（新中沢）

■根本名小学校区

小高 澄江（根本名）
山口美智子（大和NT）
二上 正栄（大和NT）
岩崎 早苗（旭ヶ丘）

■富里南小学校区

中本 孝子（立沢台）
相川 博子（大堀）
鈴木 吟子（高野）
森田 郁子（武州）
村田 悦子（三区）
森田真由美（三区）
吉田幾久子（旭）
小川 貞子（葉山）
井ノ口明美（東立沢）

■日吉台小学校区

吉岡 礼子（日吉倉）
井上 清子（日吉台1丁目）
中村 君枝（日吉台2丁目）
飯泉 早苗（日吉台3丁目）
中村壽美子（日吉台3丁目）
堀内美知子（日吉台5丁目）
国井貴美子（日吉台6丁目）

■浩養小学校区・洗心小学校区

西垣 保子（四区）
丸山 洋子（実の口）
佐々木佳代（金堀）
芹川 照代（二区）
平山江美子（二区）

<敬称略>

***** 年金相談 *****

毎月1回、年金相談を行っています。日頃年金に対して感じている不安や悩みを解消してみたいかですか。申込みは不要です。

■日時 5月19日（木）午前10時～正午／午後1時～3時

■場所 市役所分庁舎1階会議室

■アドバイザー 石山謙さん（社会保険労務士）

問 国保年金課高齢者医療年金班 ☎(93) 4085

問・相談先

消費生活センター ☎(93) 5348

地域や団体などの希望に応じて、消費生活相談員を無料で派遣し、トラブルを未然に防止するための講座などを開催しています。

とみリンです。
電話待ってるリン♪



消費生活に関する事で、お困りのことがあります。無料で秘密は厳守されます。

○「特別割引」など特典を強調して契約を迫られても、その場で契約せず、家族や周囲の人に相談しましょう。契約する気持ちがあれば、きっぱりと断ることも大切です。

とみさとプラザ —その2—

大会の結果

- 優勝 オレンジA
- 準優勝 オレンジB

第36回市家庭婦人バレーボール春季大会が、4月24日に社会体育館を会場に開催されました。5チームが参加して行われたこの大会では、日頃の練習の成果を発揮し、白熱した試合が展開されました。出場した選手たちの爽やかな汗とともに、会場は熱気に包まれていました。



▲見事、大会3連覇を果たしたオレンジAの皆さん

スポーツ
第36回市家庭婦人バレーボール春季大会
オレンジAが優勝

ジェネリック医薬品のお知らせ

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、有効性・安全性が同等のものとして製造販売される薬です。新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので低価格で販売されています。自己負担の軽減だけでなく医療費全体の抑制にもつながります。ただし、全ての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。詳しくは医師や薬剤師に相談してください。

※ジェネリック医薬品は選択肢のひとつで、切り替えなければならないものではありません。

問 国保年金課国保班 ☎(93) 4083



国民年金の付加年金で 年金額を増やしませんか？

毎月の国民年金保険料のほかに付加保険料を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に上乗せして支給される「付加年金」があります。

■対象 第1号被保険者または任意加入被保険者

※次の人は付加保険料を納付できませんので、注意してください。

○免除申請を受けている人

○納付猶予を受けている人

○国民年金基金に加入している人

付加保険料を10年間納付した場合

■付加保険料

月額4000円×10年間納付＝48,000円

■上乗せされる受給額

年額24,000円

納付月数（120か月）×2000円＝

24,000円

※付加年金額は、物価変動による金額のスライドはありません。

問 国保年金課高齢者医療年金班

☎(93) 4085

消費生活
相談コーナー
142

はい、こちら
消費生活センターです！

●「無料体験のはずが…」
スポーツ施設会員に申し込むことに」の巻

◆事例◆

広告を見てスポーツ施設の無料体験に行ったところ、いきなり契約書への記入を求められ、「1万5千円の入会金を特別に5千円に割引くので、一緒に3か月分の会費を前払いしてください。」と言われた。

家の用事などで忙しいので続けられるか不安だったが、契約書を記入しなければ体験できないような雰囲気になってしまった。帰宅してから契約書を確かめると、「脱会する場合は違約金がかかる」との記載があることに気がついた。

◆アドバイス◆

○広告などに「無料」と書いてあっても、何が無料なのか、はっきりしない場合があります。申し込むときは、無料になる内容や範囲、有料の契約を結ぶ前提があるのかを確認しましょう。

○「特別割引」など特典を強調して契約を迫られても、その場で契約せず、家族や周囲の人に相談しましょう。契約する気持ちがあれば、きっぱりと断ることも大切です。

消費生活に関する事で、お困りのことがあります。無料で秘密は厳守されます。

■日時

月々金曜日

（祝日、年末年始を除く）

午前9時30分～正午／

午後1時～4時

■場所

市役所分庁舎2階

■その他

地域や団体などの希望に応じて、消費生活相談員を無料で派遣し、トラブルを未然に防止するための講座などを開催しています。